静岡県 I o T活用研究会 設立趣意書

企業、大学、産業支援機関、行政等が相互に事業活動における IoT の活用に関する情報 提供や意見交換、交流の場を設置することにより、経営力の向上やビジネス機会の創出に 寄与することを目的として、下記のとおり、静岡県 Io T活用研究会を設立する。

記

第1 名称

本研究会は、静岡県 IoT 活用研究会(以下「研究会」という。)と称する。

第2 目的

研究会は、企業、大学、産業支援機関、行政等が相互に「インダストリー4.0」をはじめとする事業活動における IoT の活用に関する情報提供や意見交換、交流の場を設置することにより、「事業活動の連携="つながる"」をテーマに、経営力の向上やビジネス機会の創出に寄与することを目的とする。

第3 事業

研究会は、前述の目的を達成するために、総会及び定例会を開催し、次の事業を行う。

- (1)企業活動における IoT の活用に関する情報提供、意見交換
- (2) IoT の活用による企業間連携などに関する情報交換
- (3) その他研究会の目的を達成するために必要な事項

第4 役員

研究会に、会長及び副会長若干名を置き、会長及び副会長は、総会において会員の互選により選出する。

- 2 会長及び副会長の任期は、原則2年とし、再任を妨げない。
- 3 会長は、研究会を代表し、会務を統轄する。
- 4 副会長は、会長を補佐して業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第5 会員

研究会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、団体又は個人は、研究会の会員となることができる。

- 2 入会及び退会は、事務局を経由して総会で報告するものとする。
- 3 会員は、本会の活動成果について、転載や二次利用等を行う場合は、著作権法等を順 守するものとする。
- 4 入会費及び年会費等は不要とする。

第6 活動

研究会の目的を達成するため総会と定例会を開催する。

- 2 総会は、原則として年1回の開催とする。
- 3 定例会は、総会のほかに原則として年4回の開催とする。

第7 事務局と運営体制

研究会の事務局は、静岡県経済産業部商工業局に置き、研究会の運営にあたっては、 事務局と次の機関が相互に連携、協力しながら行うものとする。

- (1) 国立大学法人静岡大学
- (2) 公益財団法人静岡県産業振興財団
- (3) 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構